

[省令第8条の4の6 (1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の9 (第8条の4の6関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 30日

(宛先) 長野市長 萩原 健司 様

提出者

住 所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-75-1

氏 名 前田建設工業株式会社 関東支店

執行役員支店長 江原 雅夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-649-1607

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき 令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社 関東支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-75-1
事業の種類	総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月～令和5年3月

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,435.00t	全処理委託量	1,435.00t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	1,435.00t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	1,435.00t
自ら中間処理 により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処理委託量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	

※事務処理欄

## 別紙2

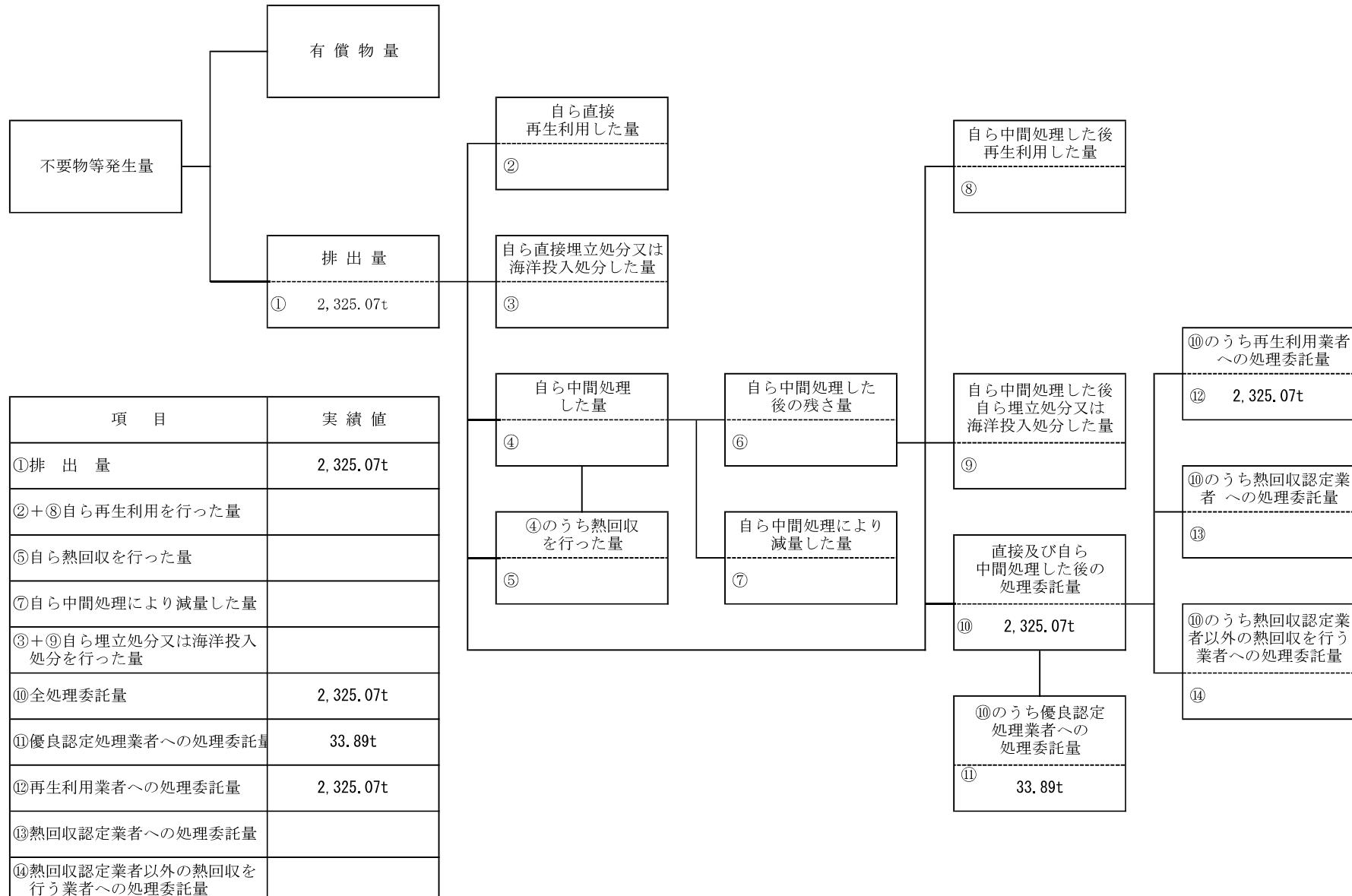
## 産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）											合計	
排出量	自ら直接再生利用した量		がれき類 (コンクリート から、廃アス)	ガラス・コ ンクリート・ 陶磁器くず	廃プラス チック(廃タ イヤ、発泡)	金属くず	建設混合 廃棄物(安 定型、管)	石綿含有 産業廃棄 物	汚泥(上・ 下水、建 設、その 他のもの)	紙くず	木くず	その他	その他		
① 1,435.00t	②	2,325.07t	23.84t	38.71t	835.75t	12.43t	28.25t	20.88t	13.26t	61.93t					3,360.12t
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③														
自ら中間処理した量	④														
④のうち熱回収を行った 量	⑤														
自ら中間処理したのちの 残さ量	⑥														
自ら中間処理により 減量した量	⑦														
自ら中間処理したのち 再生利用した量	⑧														
②+⑧自ら再生利用 を行った量															
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑨														
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量															
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	⑩	1,435.00t	2,325.07t	23.84t	38.71t	835.75t	12.43t	28.25t	20.88t	13.26t	61.93t				3,360.12t
⑩のうち優良認定処理業 者への処理委託量	⑪	1,435.00t	33.89t	17.33t	36.16t	835.75t	12.43t	28.25t	20.00t	13.26t	51.76t				1,048.83t
⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	⑫	1,435.00t	2,325.07t	23.84t	38.71t	835.75t	12.43t	28.25t	20.88t	13.26t	61.93t				3,360.12t
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量	⑬														
⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭														

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

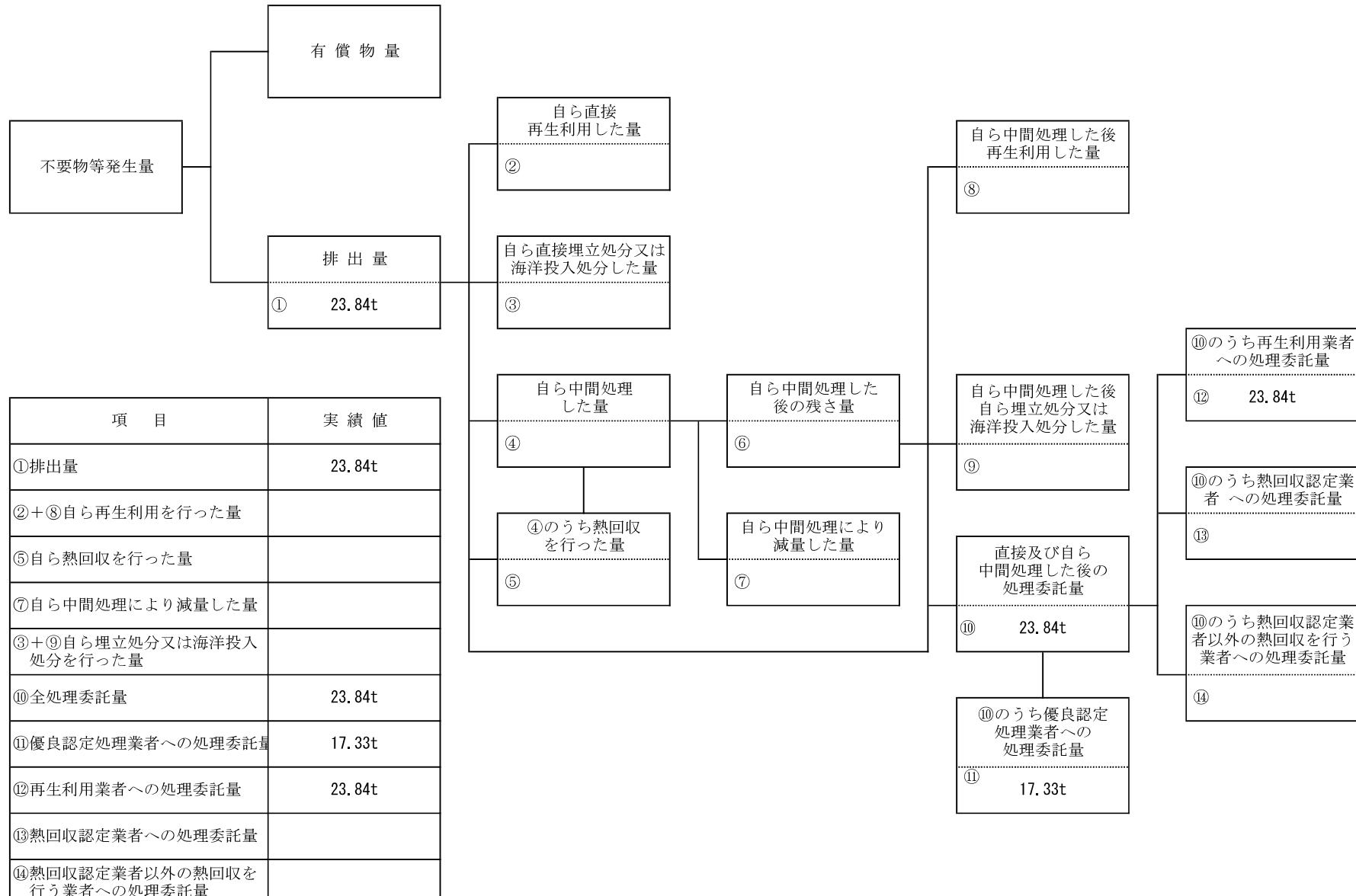
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等) )



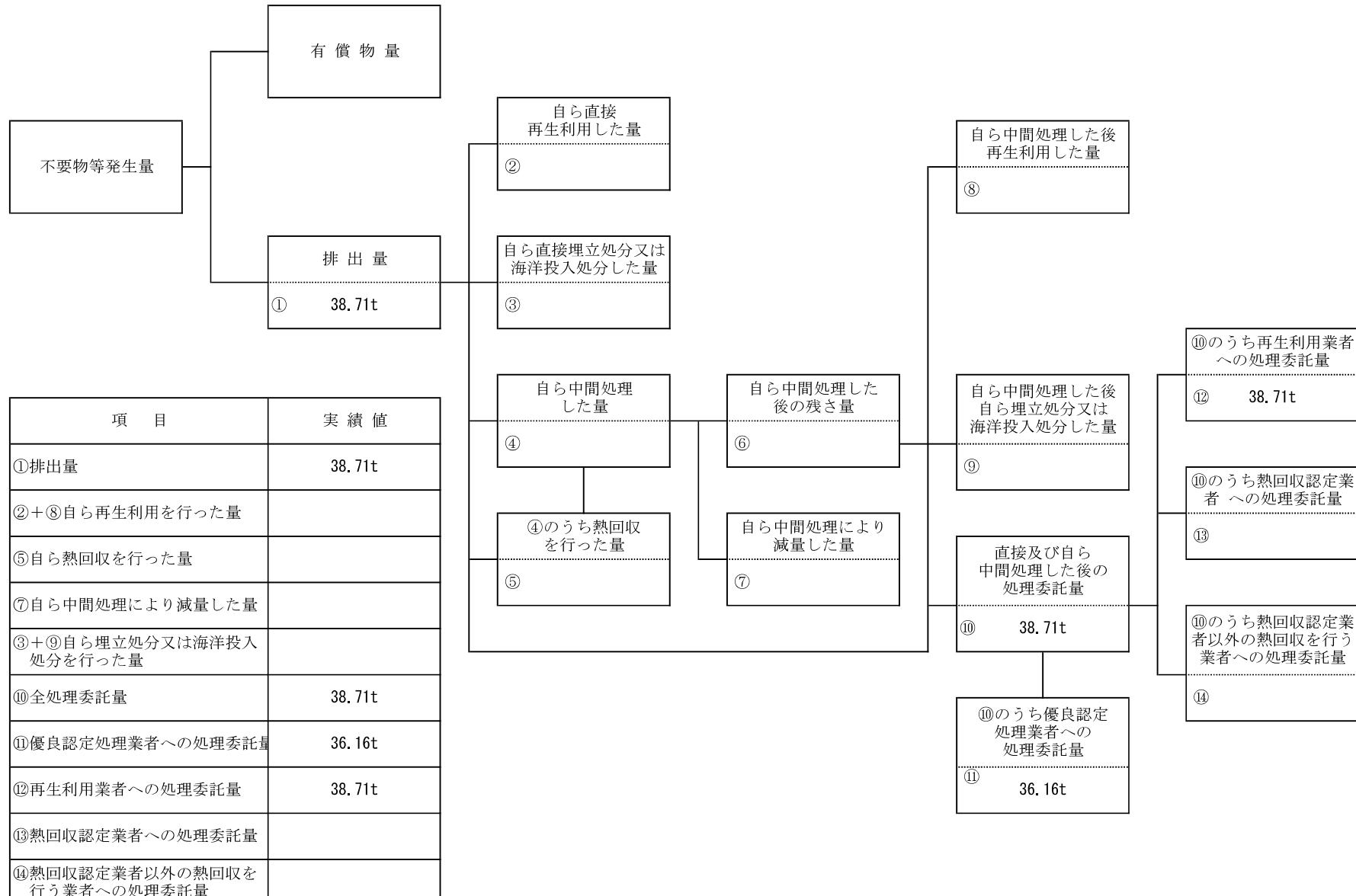
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む) )



## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む) )

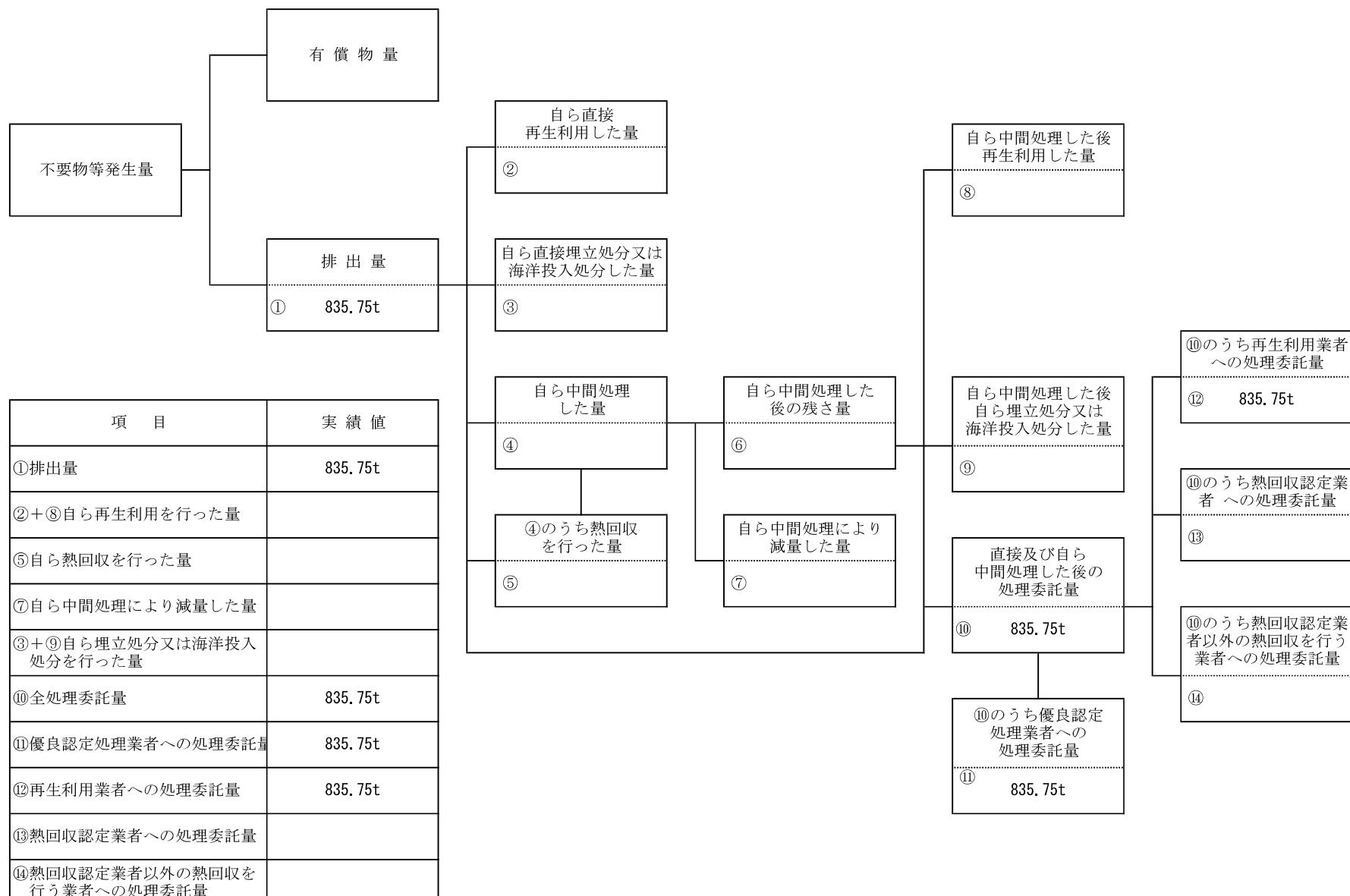


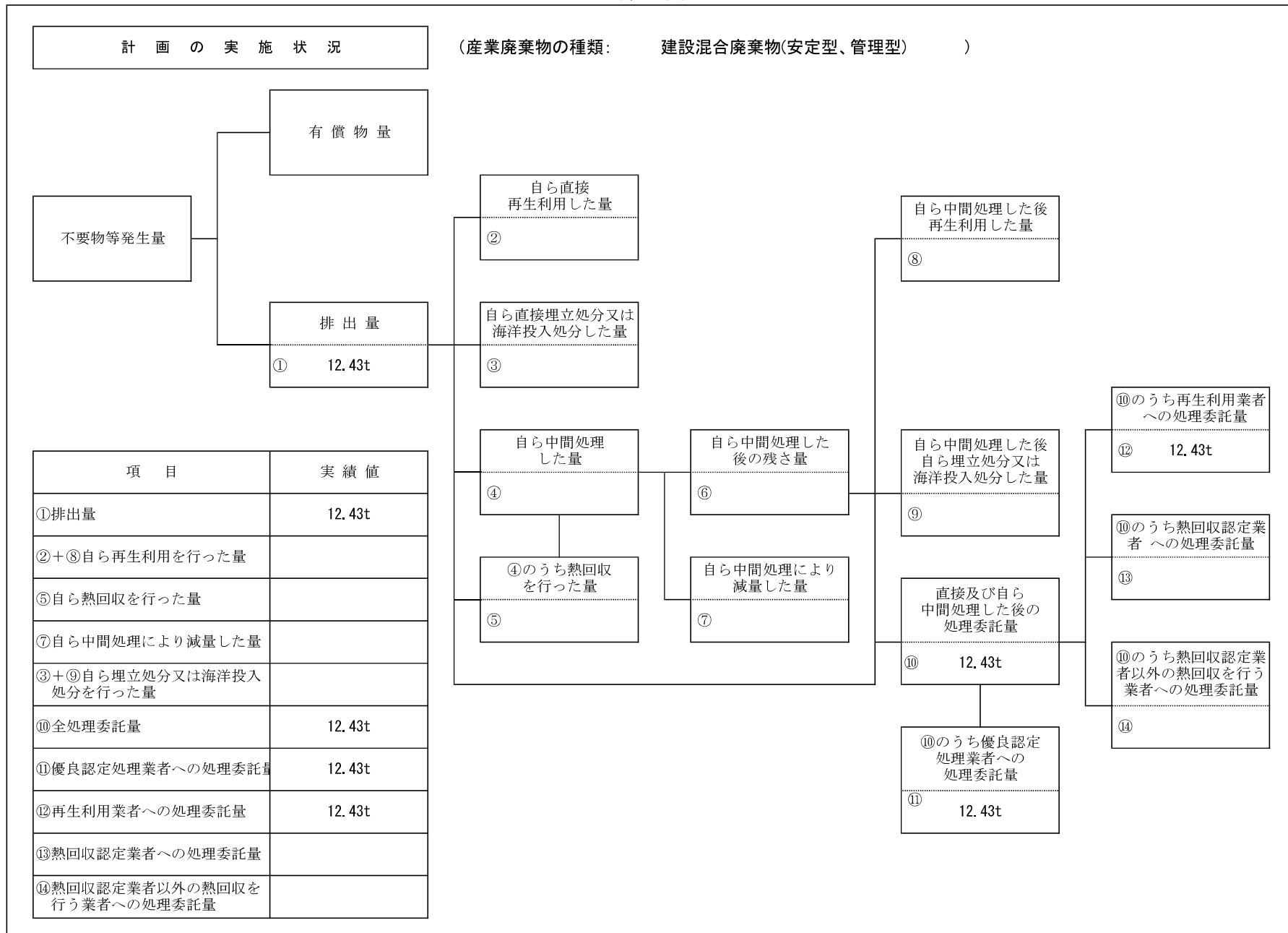
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

)



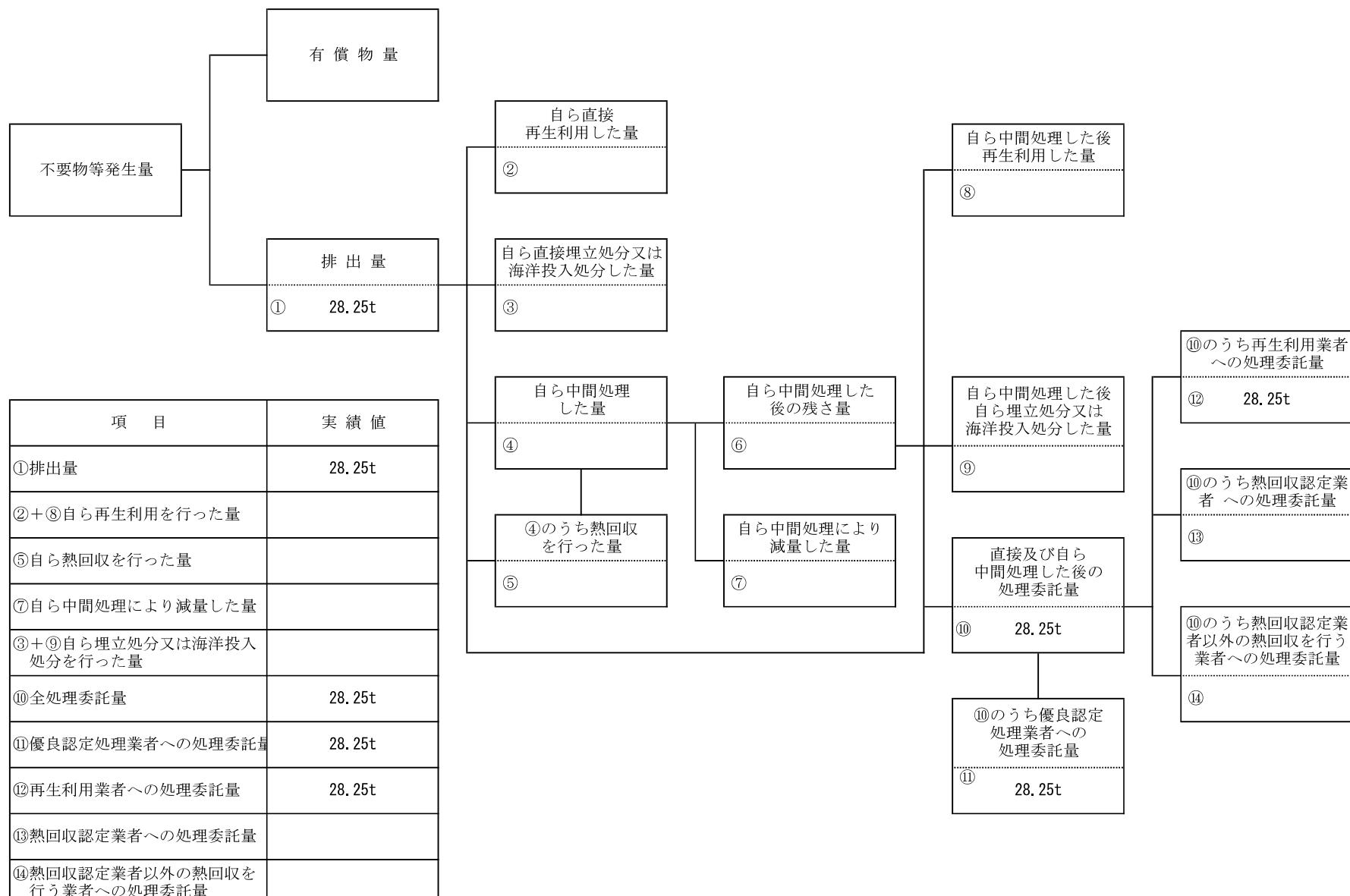


## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

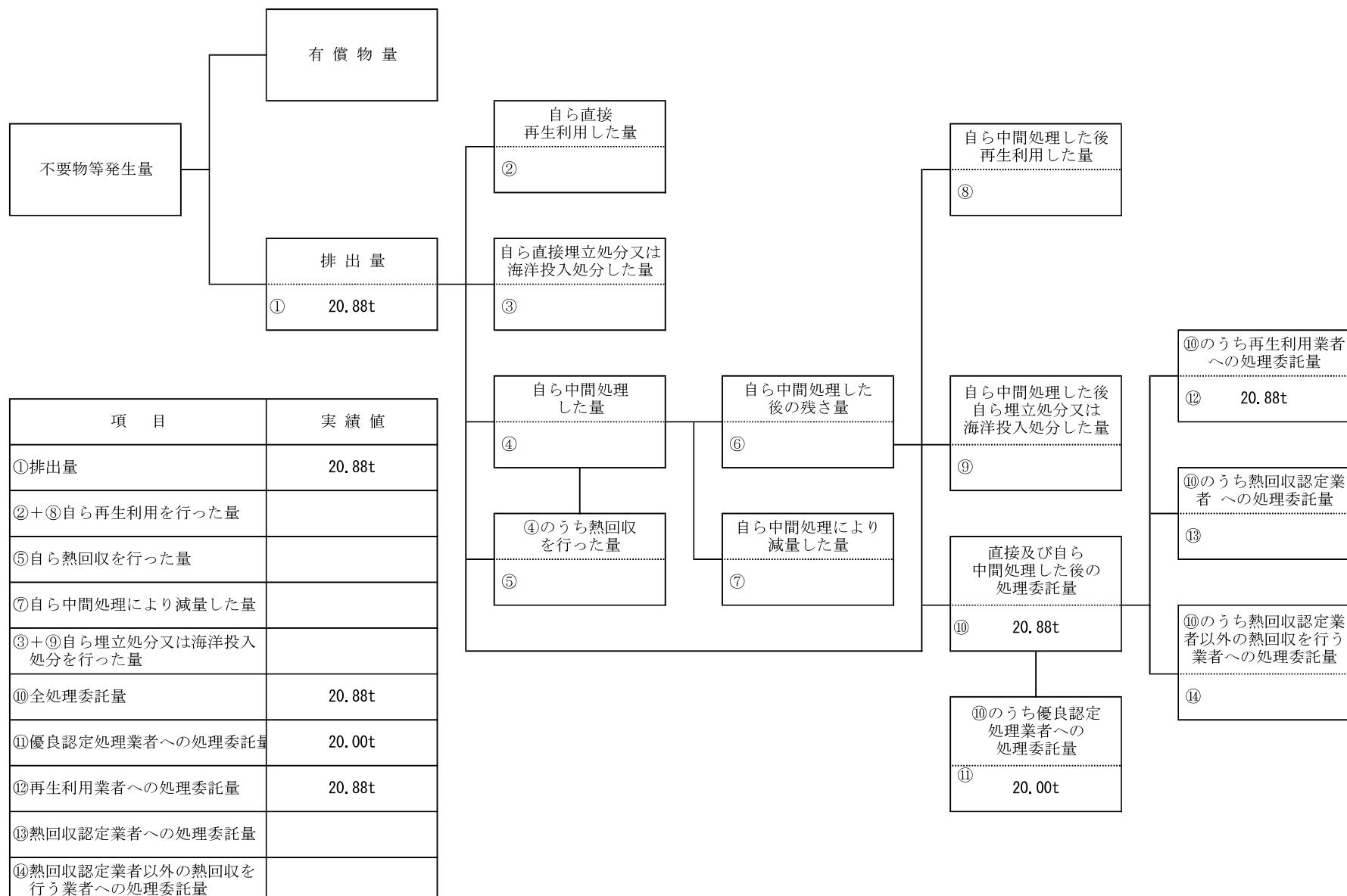
石綿含有産業廃棄物

)



## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(上・下水、建設、その他) )

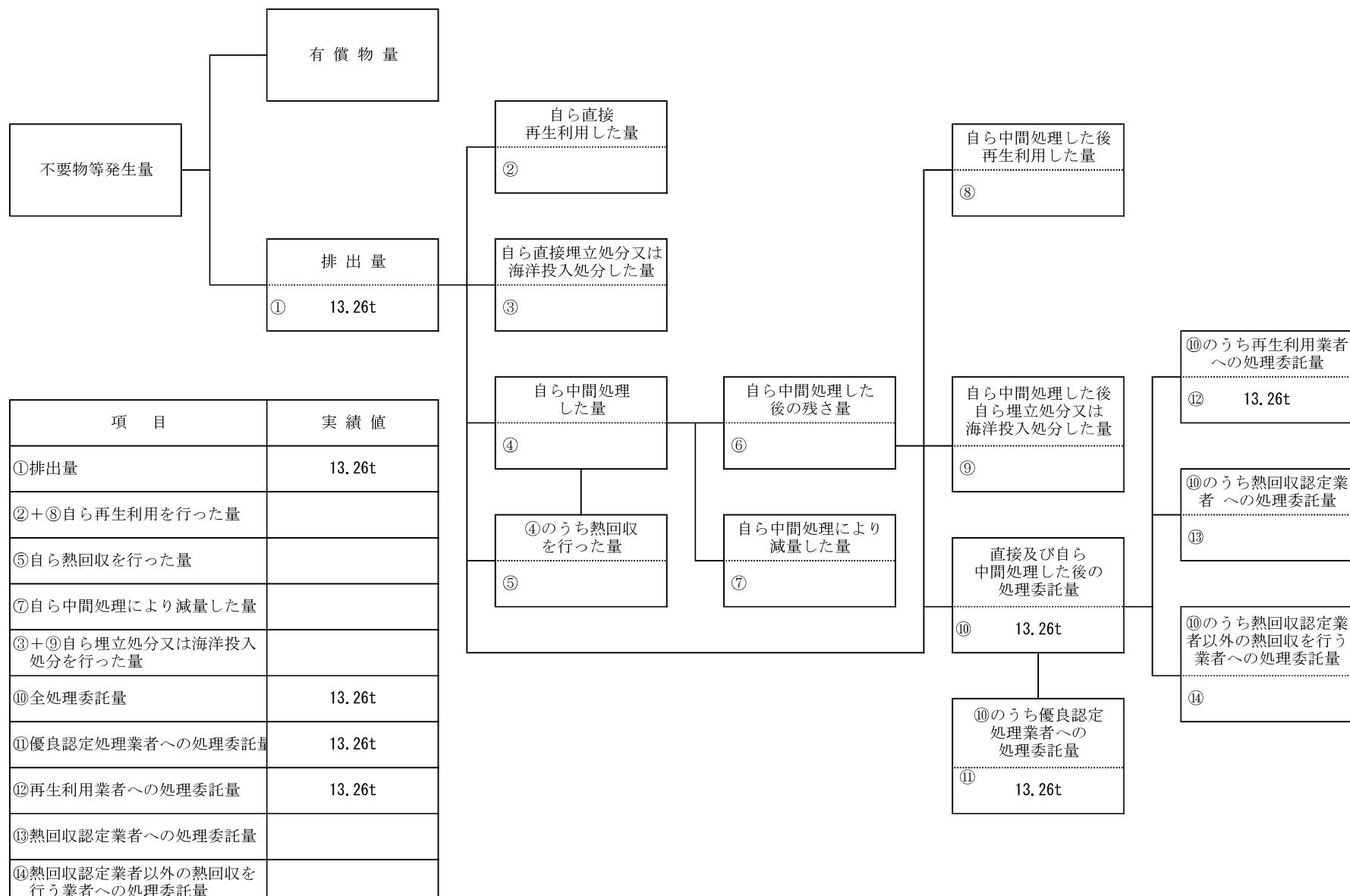


## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

紙くず

)

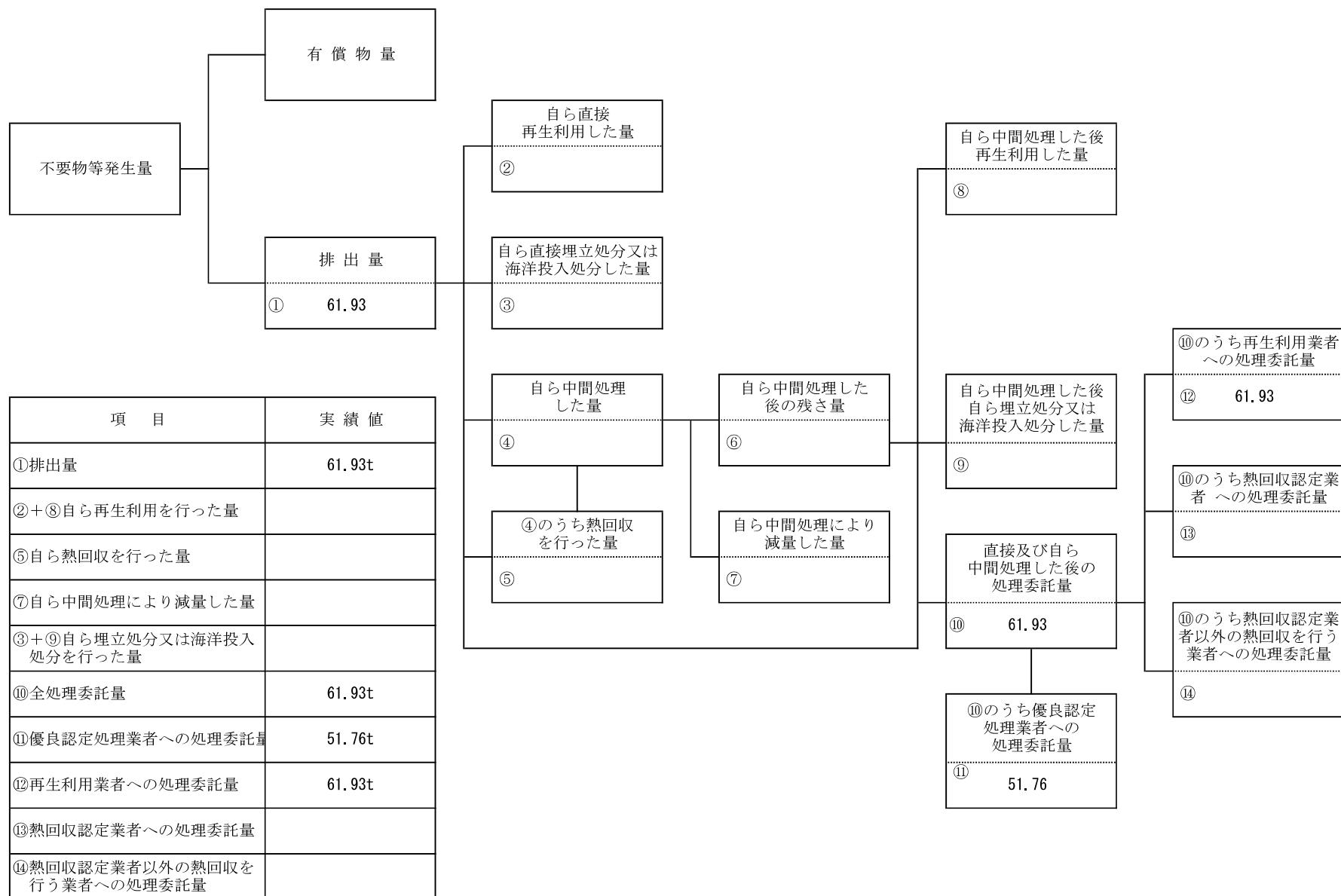


## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。